

ワーク・ライフ・バランス



はぐくみ徳島は「出産や育児に夢の持てる社会づくり」を推進しています

- 主催：はぐくみ徳島実行委員会、徳島新聞社
- 協賛：阿波銀行、大王製紙
- はぐくみ徳島実行委員会事務局（徳島新聞社事業部内：徳島市中徳島町2-5-2）
電話：088-655-7331（平日9:30～17:30）

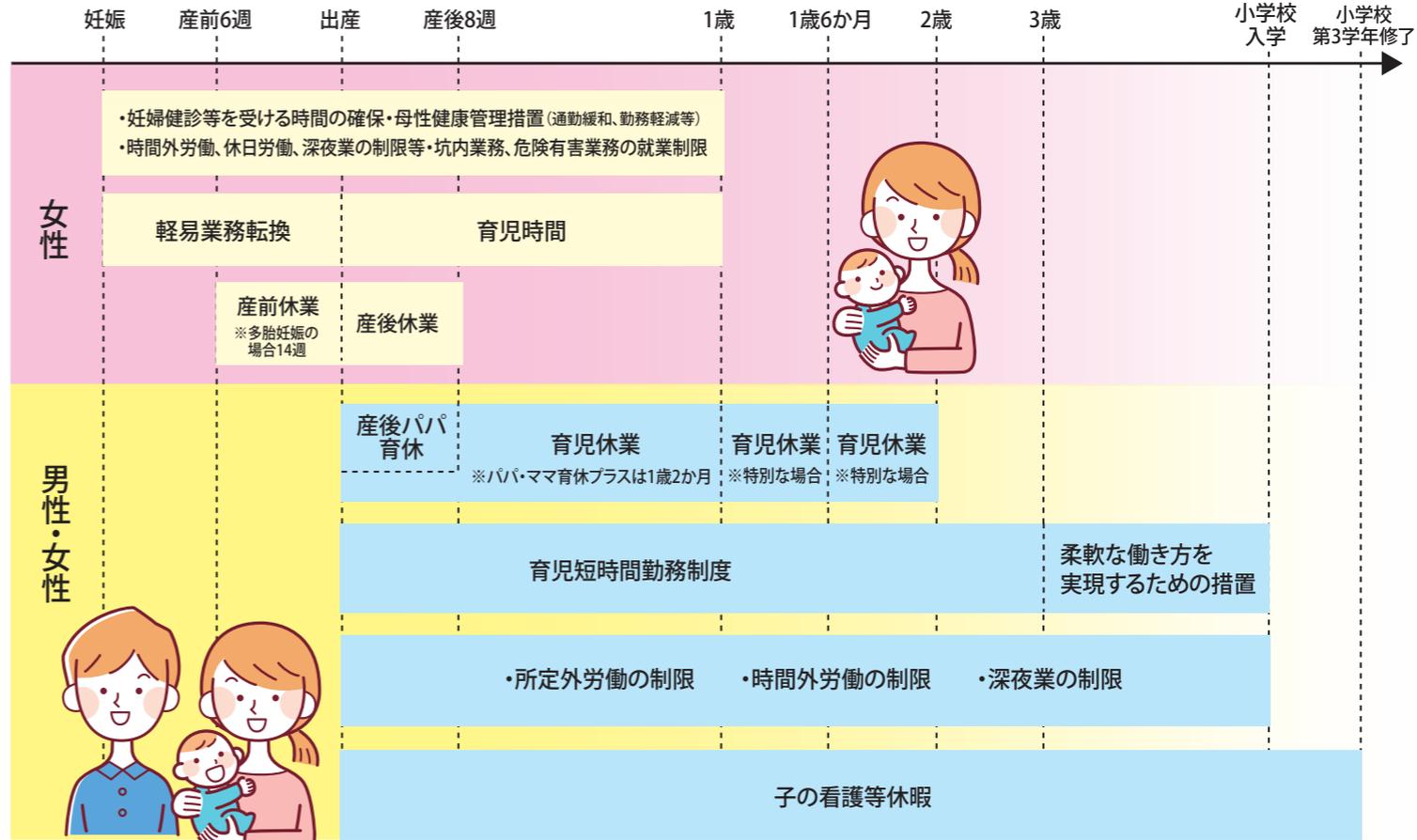
仕事やキャリア形成の両立
改正育児・介護休業法

男女共に仕事と育児・介護の両立に向け、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方の措置の拡充、育児休業取得状況公表義務の対象拡大、介護離職防止のための支援制度強化等を盛り込んだ「改正育児・介護休業法」が2025年4月1日より段階的に施行されています。

前回の改正で追加された「産後パパ育休制度」などで、男性の育児休業取得率は上昇しているものの、女性に比べ依然大きな差があります。男性が育児休業を取得しない理由としては、育児休業を取りづらい雰囲気や、業務の都合により取れない等があります。「共働き・子育て」の第一歩として「男性育休は当たり前」となるよう、企業の取り組みに大きな期待が寄せられています。

また、2025年10月1日からは、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置と、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の措置が新設されます。これにより、子育て中の男女が多様な働き方を組み合わせ、希望に応じたキャリア形成に向け、労使一体となった職場環境づくりが推進されます。

仕事と育児の両立支援制度概要



改正育児・介護休業法 概要



2025年4月1日施行

- 子の看護休暇→利用できる範囲が拡大
- 所定外労働の制限(残業免除)→小学校就学前の子まで拡大
- 短時間勤務制度(3歳未満)→代替措置にテレワークを追加
- 育児・介護のためのテレワーク導入→努力義務
- 育児休業取得状況の公表→300人超企業に義務が拡大

●【新設】介護離職防止のための雇用環境整備

●【新設】介護に直面した労働者への個別の周知・意向確認

●【新設】介護に直面する前(40歳等)の労働者への情報提供

●介護休暇→勤続6か月未満の労働者も対象に

2025年10月1日施行

●【新設】柔軟な働き方を実現するための措置等

●【新設】仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

10月1日施行【事業主の役割と実務上のポイント】

【新設】柔軟な働き方を実現するための措置等

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、職場のニーズを把握した上で、次の5つの中から2つ以上の措置を選択して講じなければなりません。

① 始業時刻等の変更(1日の所定労働時間を変更しない)

次のいずれかの措置(両方措置しても、措置を2つ講じたことにはなりません)
・フレックスタイム制
・始業または終業を繰り上げ、または繰り下げの制度(時差出勤の制度)

② テレワーク等(10日以上/月)

・1日の所定労働時間を変更することなく月に10日以上利用できるもの
(原則時間単位で取得可とする必要がある)

③ 保育施設の設置運営等

・保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
(ベビーシッターの手配および費用負担など)

④ 新たな休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)

・1日の所定労働時間を変更することなく年に10日以上取得できるもの
(原則時間単位で取得可とする必要がある)

⑤ 短時間勤務制度

・1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

事業主は、選択した制度について3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、周知と利用の意向確認を、個別に行わなければなりません。

● 周知時期

子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間
(1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)

● 周知事項

- ① 事業主が選択した対象措置(2つ以上)の内容
- ② 対象措置の申出先
- ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度

● 個別周知・意向確認の方法

- ① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか
- ※①はオンライン面談も可 ③④は労働者が希望した場合のみ

【新設】仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

事業主は、労働者が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時や、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取し、聴取した意向について配慮しなければなりません。

● 意向聴取の時期

- ① 本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時
- ② 子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間
(1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間)

● 聴取内容

- ① 勤務時間帯(始業及び終業の時刻)
- ② 勤務地(就業の場所)
- ③ 業務量
- ④ 両立支援制度等の利用期間
- ⑤ その他、仕事と育児の両立に向けた就業の条件

● 意向聴取の方法

- ① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか
- ※①はオンライン面談も可 ③④は労働者が希望した場合のみ

各種相談窓口

育児休業全般

徳島労働局雇用環境・均等室
088-652-2718

就業規則の作成方法や助成金

徳島働き方改革推進支援センター
0120-967-951

育児休業給付金

管轄のハローワーク

育児休業中の社会保険料の免除について

管轄の年金事務所又は健康保険組合

育児休業に関する社内整備・従業員に対する支援体制等

株式会社パンナ育児・介護支援事務局
(厚生労働省委託) 03-5542-1740
<https://ikuji-kaigo.com/lp/ikuji/>



男性の育児休業に関する情報

イクメンプロジェクトホームページ
(厚生労働省委託事業)

<https://ikumem-project.mhlw.go.jp/>

